

議案第49号

市道路線の認定について（市道A745号線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

記

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
A745号線	高倉一丁目 315-30	高倉一丁目 315-11	

令和元年6月4日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

総務部管財課が、市営住宅山崎団地跡地に築造した道路が移管されたことに伴い認定したく、この案を提出するものである。